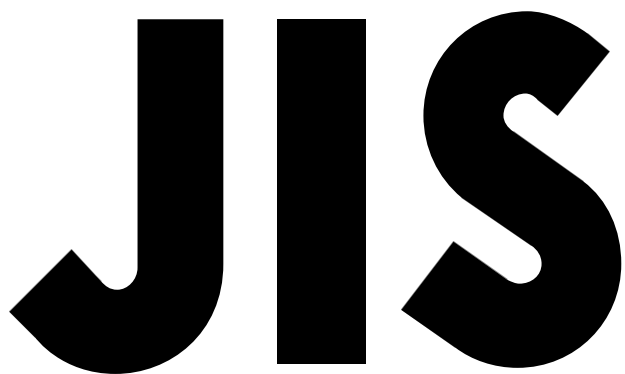




家庭用及びこれに類する用途の
プラグ及びコンセントー
第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

JIS C 8282-2-5 : 2021

(JEWA/JSA)

令和 3 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	IEC/ACTAD 議長 (東芝エネルギーシステムズ株式会社)
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	熊 田 亜紀子	東京大学
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	渡 邊 信 公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.7.20 改正：令和 3.3.22

官 報 掲 載 日：令和 3.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本配線システム工業会

(〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 13-4 第 11 村上ビル TEL 03-5640-1611)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	4
5 試験に関する一般注意事項	4
6 定格	4
7 分類	5
8 表示	5
9 寸法検査	6
10 感電に対する保護	6
11 接地接続の手段	7
12 端子及び終端	7
13 固定形コンセントの構造	7
14 アダプタの構造	7
15 アダプタのインターロックされたコンセント部	10
16 耐劣化性、外郭による保護及び耐湿性	11
17 絶縁抵抗及び耐電圧	11
18 接地極の動作	12
19 温度上昇	12
20 遮断容量	14
21 通常操作	15
22 プラグを引き抜くために必要な力	15
23 可とうケーブル及びその接続	18
24 機械的強度	19
25 耐熱性	20
26 ねじ、通電部及び接続部	20
27 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離	21
28 絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性	21
29 耐腐食性	21
30 絶縁スリーブ付きピンの追加試験	21
附属書 A (規定) 工場で配線される可搬形アクセサリの安全に関する日常試験 (感電防止及び正しい極性)	22
附属書 B (規定) 試験に必要な試験品の数	22
附属書 C (参考) 代替グリップング試験	22

	ページ
附属書 D (規定) アダプタに組み込んだスイッチ	23
附属書 E (参考) IEC 60884-1 を IEC 60228, IEC 60998 及び IEC 60999 に将来, 整合させるための計画 された変更点	23
附属書 AA (規定) 旅行用アダプタ	24
附属書 BB (参考) アダプタの例	32
参考文献	34
附属書 JAA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	35
解 説	37

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本配線システム工業会（JEWA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8282-2-5:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8282 規格群（家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント）は、次に示す部で構成する。

JIS C 8282-1 第 1 部：一般要求事項

JIS C 8282-2-1 第 2-1 部：ヒューズ付きプラグの個別要求事項

JIS C 8282-2-2 第 2-2 部：機器用コンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-3 第 2-3 部：固定配線用のインターロックをもたないスイッチ付きコンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-5 第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

JIS C 8282-2-6 第 2-6 部：固定配線用インターロックをもつスイッチ付きコンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-11 第 2-11 部：引掛形などの接続器の個別要求事項

白 紙

家庭用及びこれに類する用途の プラグ及びコンセントー

第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

Plugs and socket-outlets for household and similar purposes— Part 2-5: Particular requirements for adaptors

序文

この規格は、2017 年に第 2 版として発行された IEC 60884-2-5 を基とし、我が国固有のプラグ形状を適用させるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JAA に示す。

この規格は、JIS C 8282-1:2019 と併読する規格である。この規格の箇条番号は、JIS C 8282-1:2019 と対応している。JIS C 8282-1:2019 に追加する箇条番号の後に“101”からの番号を付ける。図番号及び表番号は、“101”からの連続番号を付ける。追加する附属書番号は、AA、BB などと記載する。

1 適用範囲

置換（箇条 1 の全てを、次に置き換え適用する。）

この規格は、定格電圧が 50 V を超え 440 V 以下、定格電流が 32 A 以下の接地極付き又は接地極なしで、家庭用及びこれに類する用途の屋内用又は屋外用の交流アダプタ（以下、アダプタという。）について規定する。

この規格は、定格電圧が 50 V を超え 250 V 以下、定格電流が 20 A 以下の旅行用アダプタにも適用する（附属書 AA 参照）。

複数のプラグの同時接続を可能にしている旅行用アダプタには、この規格を適用しない。

注記 1 (対応国際規格の注記 1～注記 5 は、他国に関する記載であり、削除した。)

この規格は、追加機能をもつアダプタに対する要求事項を含むが、追加機能の機能自体は含まない。

注記 2 追加機能の例には、電源ユニット、調光、タイマ、保護装置及び赤外線スイッチがある。

この規格は、接地端子又は接地口出線をもつアダプタには、適用しない。

注記 3 接地端子又は接地口出線をもつアダプタは、JIS C 8300 に規定する。

この規格は、JIS C 8283（規格群）のコネクタを組み込んだアダプタには、適用しない。